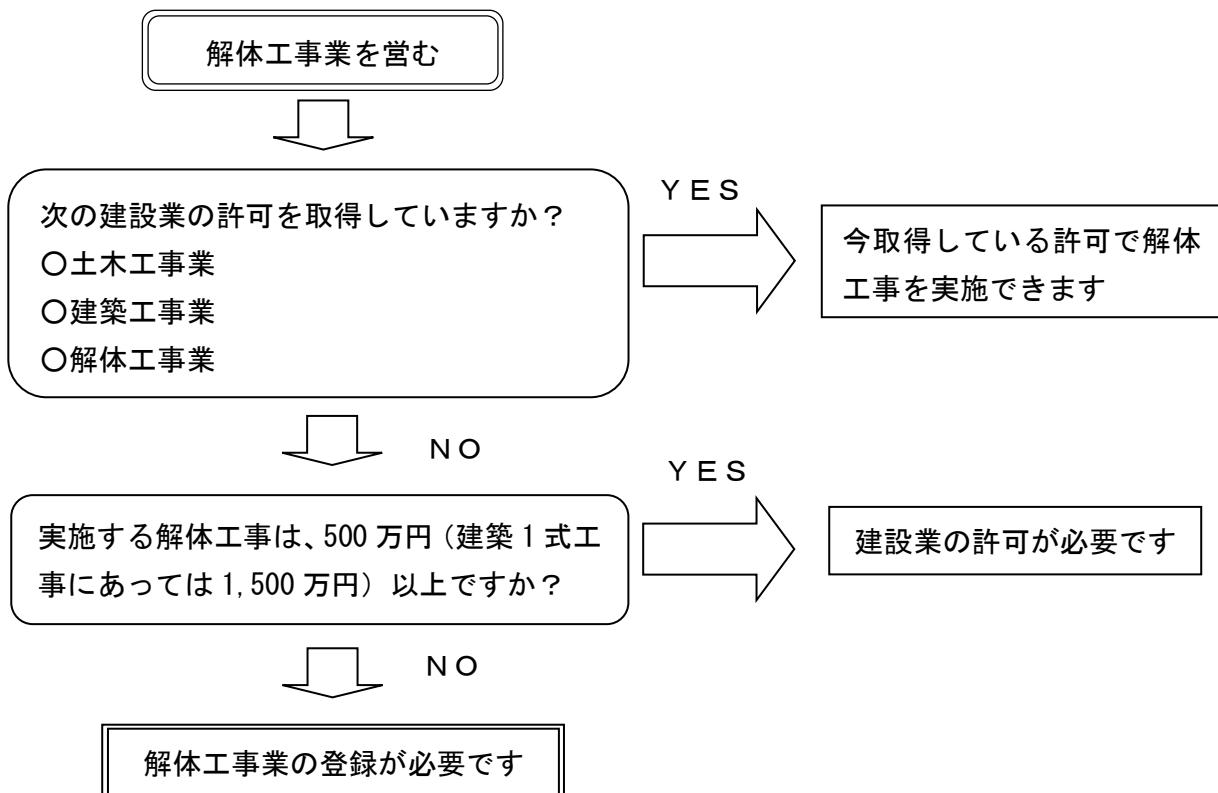


解体工事業登録申請要領

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）により、平成13年5月30日から、従来、建設業の許可が不要であった軽微な工事のみを請け負う者も、解体工事を請け負う場合には、解体工事業を営む者として、その区域を管轄する都道府県知事の登録が必要となりました。

ただし、建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業の3種類のいずれか。）を取得している者は、解体工事業の登録を受ける必要はありません。



1. 解体工事業を営むとは

「解体工事業を営む」とは、解体工事を含む建設工事の完成を請け負う営業のことで、解体工事部分は自ら施工せずに他の者に請け負わせる場合であっても、その建設工事を請け負った者自身が「解体工事業を営む」ことになります。

2. 解体工事業登録の必要な解体工事とは

(1) 建築物

解体工事のうち、建築物を除却するために行うものです。

（建築物本体は床面積の減少するもの、その他ものについては、これに準じます）

(2) 建築物以外の工作物

解体工事のうち、建築物以外の工作物を除却するために行うものです。

3. 登録の要件

解体工事業の登録を受けるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

(1) 登録拒否事由に該当しないこと

解体工事業の登録を受けるには、以下に示す条件に該当していないことが必要です。

なお、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかった場合は、登録を受けることができません。

◆ 登録を受けられない条件（登録を拒否される事由）

- 1) 解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
- 2) 解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
- 3) 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
- 4) 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
- 5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- 6) 解体工事業者が法人の場合、役員の中に、上記1)～5)のいずれかに該当する者がいるとき
- 7) 解体工事業者が未成年で、法定代理人（法人である場合においては、その役員。以下同じ。）を立てている場合、法定代理人が上記1)～5)のいずれかに該当するとき
- 8) 法第31条に規定する者（技術管理者）を選定していない者
- 9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 国土交通省令で定める基準に適合する技術管理者を選任していること

技術管理者とは、解体工事現場における施工の技術上の管理・監督を行う者をいいます。

技術管理者になるためには、次に示す実務経験や資格等を有する必要があります。

◆ 技術管理者の要件

1) 次のいずれかの資格を有する者

- ア) 建設業法による「1級建設機械施工技士」
- イ) 建設業法による「2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る）」
- ウ) 建設業法による「1級土木施工管理技士」
- エ) 建設業法による「2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る）」
- オ) 建設業法による「1級建築施工管理技士」
- カ) 建設業法による「2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る）
- キ) 建築士法による「1級建築士」
- ク) 建築士法による「2級建築士」
- ケ) 職業能力開発促進法の定めによる1級のとび・とび工の技能検定に合格した者
- コ) 職業能力開発促進法の定めによる2級のとび・とび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- サ) 技術士法の定めによる「技術士（2次試験のうち建設部門に合格した者に限る）」

2) 次のいずれかの実務経験を有する者

- ア) 大学または高等専門学校で土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- イ) 高等学校または中等教育学校（いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校）で土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者

ウ) 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者

3) 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習または指定する講習^{※1}を受講した者

- ア) 大学または高等専門学校で土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- イ) 高等学校または中等教育学校（いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校）で土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ウ) 解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者

4) 国土交通大臣が指定する試験に合格した者^{※2}

5) 国土交通大臣が上記1)～4)と同等以上の知識および技能を有すると認定した者

注) 実務経験とは、解体工事の技術上の経験を言い、解体工事の施工を指揮、監督した経験や実際に解体工事の施工に携わった経験、解体工事に関する技術を取得するための見習いにおける技術的経験も含みます。

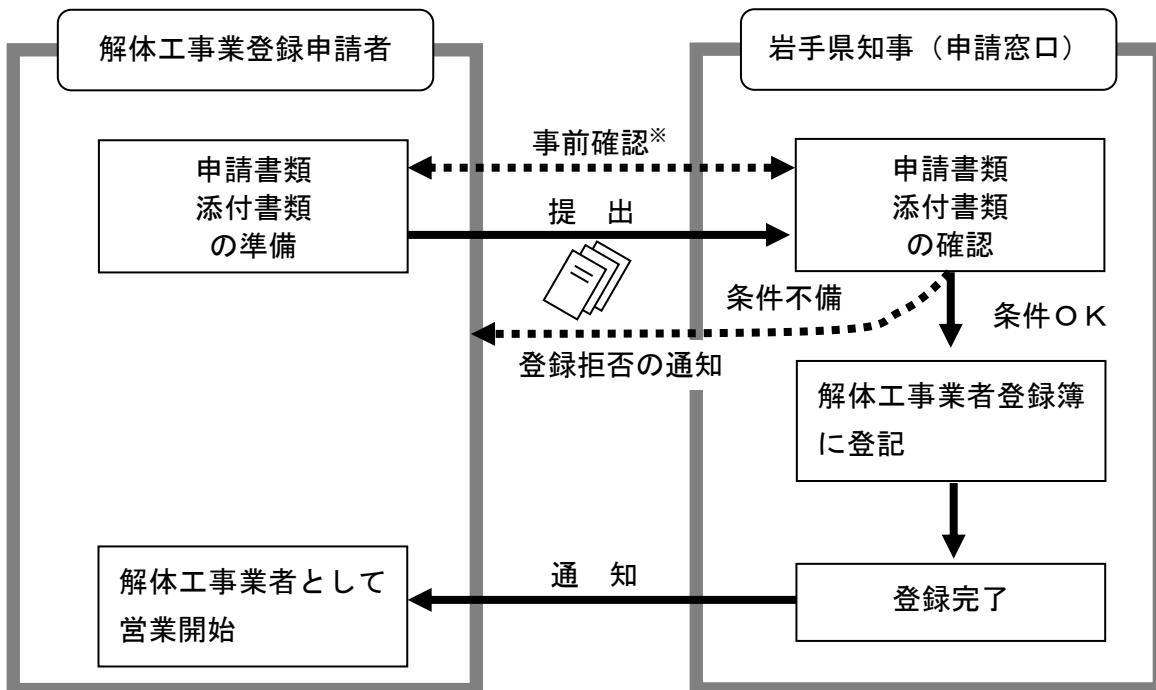
ただし、解体工事現場の単なる雑務は実務経験にはなりません。

※1 「国土交通大臣が指定する講習」には、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習が該当します。

※2 「国土交通大臣が指定する試験に合格した者」には、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技士の試験に合格した者が該当します。

4. 登録の申請について

解体工事業の登録は、下図に示す流れで実施されます。



※申請書の提出前に、要件の不足や書き間違い、資料不足等について確認を行っておきます。

(1) 申請書類

解体工事業の登録にあたっては、以下の書類を作成し申請してください。

- 1) 解体工事業登録申請書（別記様式第1号）
- 2) 誓約書（別記様式第2号）
- 3) 選任した技術管理者が要件を満たしていることを証明する書類
ア) 実務経験証明書（別記様式第3号）

※技術管理者の基準に適合する実務経験を有する者である場合に必要となります。

イ) 技術管理者の資格証等の写し

※₁技術管理者の基準に適合する資格等を有する者である場合に必要となります（申請時には原本も提示願います）。

※₂技術管理者と申請者が雇用関係にある場合は、雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）も必要となります

4) 登録申請者の調書（別記様式第4号）

(2) 添付書類

申請にあたって以下の書類の添付が必要となります。

1) 個人の場合

- ア) 申請者本人の住民票の抄本（外国籍を所有されている方は外国人登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面
- イ) 選任した技術管理者の住民票の抄本（外国籍を所有されている方は外国人登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面

2) 法人の場合

- ア) 「商業登記簿謄本」若しくは「商業登記事項証明書（履歴事項証明書）」
- イ) 役員（監査役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）は除く）の住民票の抄本（外国籍を所有されている方は外国人登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面
- ウ) 選任した技術管理者の住民票の抄本（外国籍を所有されている方は外国人登録原票記

載事項証明書) 又はこれに代わる書面

3) 申請者が未成年で法定代理人がいる場合

ア) 法定代理人の調書

イ) 法定代理人の住民票の抄本(外国籍を所有されている方は外国人登録原票記載事項証明書)又はこれに代わる書面

ウ) 法定代理人であることを証する書面

4) 申請者が未成年で法定代理人の法人がある場合

ア) 「商業登記簿謄本」若しくは「商業登記事項証明書(履歴事項証明書)」

イ) 法定代理人の役員の調書

ウ) 法定代理人の役員(監査役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)は除く)の住民票の抄本(外国籍を所有されている方は外国人登録原票記載事項証明書)又はこれに代わる書面

エ) 法定代理人であることを証する書面

注) 1 添付書類の「商業登記簿謄本」、「商業登記事項証明書(履歴事項証明書)」、「住民票の抄本」、「外国人登録原票記載事項証明書」、「法定代理人であることを証する書面」については、発行から1ヶ月以内の原本に限ります。

2 住民票の抄本の提出に代えて、住民基本台帳ネットワークの照会結果確認票での確認もしておりますので、希望される方は申請受付時に申し出てください。この場合は、住民票抄本の提出は不要となります。

(3) 申請書の提出

申請書を作成し、添付書類の準備が整ったら以下により提出願います。

1) 提出部数

正・副本各1通(お預かりした申請書の副本は、後日、登録通知書とともに申請者へお返しします)

2) 登録申請手数料

申請時には以下の手数料分の岩手県収入証紙を購入したうえで提出してください。

新規登録 33,000円

登録の更新 26,000円

3) 申請書提出窓口

岩手県国土整備部建設技術振興課 技術企画指導担当(岩手県庁7階)

電話番号 019-629-5951

FAX 019-629-2052

なお、申請書の提出にあたっては、要件の不足や書き間違い、資料不足等について、事前に書類の内容確認を行っておりますので、申請書を作成しましたら、必ず事前に担当までご連絡願います。

5. 登録の有効期間

登録は5年間有効となります。解体工事業を引き続き営む場合は、5年ごとに登録の更新を行う必要があります。更新を行う場合には、有効期間満了の30日前までに申請を行ってください。

登録更新の申請は有効期間が満了する日の90日前から受付します。

また、登録申請の審査には申請書受理後、土日・祝日を除き30日間程度かかります。

6. 標識の設置

解体工事業者は、営業所及び解体工事現場の全てにおいて、次の事項を記載した標識を見えやすい場所に掲示しなければなりません。

- ・解体工事業の商号、名称又は氏名
- ・解体工事業者の代表者の氏名
- ・解体工事業の登録番号
- ・解体工事業の登録年月日
- ・技術管理者の氏名

※技術管理者の氏名は、営業所に掲示する標識には、技術管理者のいずれかの氏名を、解体工事の現場に掲示する標識には、解体工事を管理・監督する技術管理者の氏名を記載します。

7. 帳簿の備え付け

解体工事業者は、請負った解体工事について1件ごとに帳簿を作成し、営業所に備えておかなければなりません。

帳簿には、解体工事の請負契約書あるいはその写しを添付するものとし、5年間保存しなければなりません。

- ・解体工事の発注者（注文者）の氏名または名称
- ・解体工事の発注者（注文者）の住所
- ・施工場所
- ・着工年月日および竣工年月日
- ・解体工事の請負金額
- ・解体工事の技術上の管理を行った技術管理者の氏名

8. 登録後必要に応じて行う手続きについて

(1) 登録事項に変更が生じた場合

登録事項に変更が生じた場合は、その日から30日以内に解体工事業登録事項変更届出書(別記様式第6号)の提出が必要となります。

なお、変更内容に応じて以下の書類の提出が必要となります。

変更内容	提出書類
商号、名称又は 氏名及び住所	商業登記簿謄本若しくは「商業登記事項証明書(履歴事項証明書)」又は住民票の抄本若しくはこれに代わる書面
営業所の名称 及び所在地	商業登記簿謄本若しくは「商業登記事項証明書(履歴事項証明書)」(商業登記の変更を必要とする場合に限ります)
法人の役員※1 の氏名	商業登記簿謄本若しくは「商業登記事項証明書(履歴事項証明書)」 新たな役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面 新たに役員となる者が登録を拒否される事由に該当しない者であることを誓約する書面 新たな役員の調書
法定代理人	新たに法定代理人となる者の住民票抄本又はこれに代わる書面 新たに法定代理人となる者が登録を拒否される事由に該当しない者であることを誓約する書面 新たな法定代理人の調書 法定代理人であることを証する書面
法定代理人の 法人の役員※1 の氏名	商業登記簿謄本若しくは「商業登記事項証明書(履歴事項証明書)」 新たな役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面 新たに役員となる者が登録を拒否される事由に該当しない者であることを誓約する書面 新たな役員の調書 法定代理人であることを証する書面
技術管理者	新たに選任された技術管理者の住民票抄本又はこれに代わる書面 技術管理者の基準に適合していることを証明する書面 必要に応じて雇用関係を証明する書類

※1 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。

ただし、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)については、住民票の抄本又はこれに代わる書類の提出は不要である。

注) 住民票の抄本の提出に代えて、住民基本台帳ネットワークの照会結果確認票での確認もしておりますので、希望される方は申請受付時に申し出てください。この場合は、住民票抄本の提出は不要となります。

(2) 廃業した場合の届出

登録業者は、下表の事項に該当した場合、30日以内に解体工事業廃業等届出書の提出が必要となります。

ただし、登記を必要とする場合は、登記した日から30日以内となります。

廃業等の理由	届出を行う者	添付書類
個人の解体工事業者が死亡した場合	解体工事業者の相続人	死亡が確認できる書面（戸籍謄本若しくは除籍謄本）
法人の解体工事業者が合併して消滅した場合	代表する役員であった者	商業登記簿謄本若しくは「商業登記事項証明書（履歴事項証明書）」
法人の解体工事業者が破産により解散した場合	破産管財人	破産管財人の印鑑証明書 破産管財人であることを証する書面
法人の解体工事業者が合併・破産以外の理由により解散した場合	清算人	清算人の印鑑証明書 当該法人の清算人であることが分かる商業登記簿謄本若しくは「商業登記事項証明書（履歴事項証明書）」
登録している都道府県内で解体工事業を廃止した場合	個人 代表する役員	添付書類なし

※ 次のような場合は、廃業届を提出の上、新たに解体工事業登録を受ける必要があります。

- ・ 登録を受けていた個人事業者が死亡した場合で、相続人が営業を継続して行おうとする場合
- ・ 登録を受けていた個人事業者から親族等が営業を承継する場合

9. 記入例

別記様式第1号（第3条関係）

証紙はり付け欄
(貼り付けずに別途提出いただい
て結構です。)

記載例（法人）

(A 4)

該当しない方を二重取り消し線 で消去してください（更新の場 合は「新規」を消す。）		解体工事業登録申請書		証紙はり付け欄 (消印してはならない。)
登録の種類	新規・更新	※登録番号		
		※登録年月日	年	月
この申請書により、解体工事業の登録申請をします。 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
知事名を記入して ください。		申請者	株式会社 岩手解体 代表取締役社長 岩手 一男	
岩手県知事 達増 拓也 殿				
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ イケカイタイ 株式会社 岩手解体			
住 所	郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 岩手県盛岡市本町〇丁目〇番〇号 電話番号（019）〇〇〇-〇〇〇〇			
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	イケ カズオ 岩手 一男	住所は省略せず、記載例の書 き方で記入してください。	郵便番号・電話番号も記 入してください。	
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等 (常勤・非常勤)	フリガナ 氏 名	役名等 (常勤・非常勤)	
イケ カズオ 岩手 一男 イケ ジュウ 岩手 次郎 ケンセツ ハナコ 建設 花子	代表取締役社長（常勤） 取締役専務（常勤） 株主等	総株主の議決権の100分の5以上を有する株主 又は出資の総額の100分の5以上に相当する出 資をしている者については、「役名等」の欄には 「株主等」と記載してください。		
申請時において既に受けている登録		岩手県知事登録（〇）第〇〇号		

記載は不要です。

更新の場合は、既に
受けている登録番号
を記入してください
(新規の場合は、記
入不要です)。

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名	盛岡 三郎	
営業所の名称及び所在地		
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号（　　—　　） 電話番号（　　）　—	
ホンシャ 本社 マルマルエイキヨウショ ○○営業所	岩手県盛岡市本町〇〇丁目〇番〇号 郵便番号（〇〇〇—〇〇〇〇） 電話番号（019）〇〇〇—〇〇〇〇	
岩手県〇〇市〇町〇番〇号 郵便番号（〇〇〇—〇〇〇〇） 電話番号（〇〇〇〇）〇〇—〇〇〇〇		
全ての営業所について記入して下さい。なお、登記されていない営業所の場合は、 住所を確認出来る資料（名刺等）を合わせて提出してください。		

未成年者である場合の法定代理人	法定代理人が個人である場合	フリガナ 氏 名		
	住 所	郵便番号（　　—　　） 電話番号（　　）　—		
	法定代理人が法人である場合	商号又は名称		
	住 所	郵便番号（　　—　　） 電話番号（　　）　—		
	役員の氏名	役名等（常勤・非常勤）		

他の都道府県知事の登録状況		
登録番号	登録番号	

備 考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 3 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 4 「営業所の名称及び所在地」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

他県で登録している場合は、その登録番号を記載してください。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 株式会社 岩手解体

代表取締役社長 岩手 一男

知事名を記入してください。

岩手県知事 達増 拓也 殿

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

申請書裏面の技術管理者名を記入してください。		実際に勤めていた期間を記入してください。		証明者	令和〇〇年〇〇月〇〇日 株式会社 岩手解体 代表取締役社長 岩手 一男
技術管理者の氏名	盛岡 三郎	生年月日	昭和 52 年 6 月 12 日	使用された期間	平成 12 年 4 月 から
使用者の商号又は名称	株式会社 岩手解体				令和 4 年 9 月 まで
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	①「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体	②「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体	他〇件	平成 26 年 4 月から平成 26 年 12 月 まで	
現場主任	①「□□工場工事」鉄骨構造物の解体	②「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体	他〇件	平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月 まで	
現場主任	①「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体	②「△△ビル解体工事」鉄骨構造物の解体	他〇件	平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月 まで	
現場主任	①「△△ビル解体工事」鉄骨構造物の解体	②「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体	他〇件	平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月 まで	
工事主任	①「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体	②「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体	他〇件	平成 30 年 1 月から平成 30 年 12 月 まで	
工事主任	①「□□工場工事」鉄骨構造物の解体	②「□□工場解体工事」SRC構造物の解体	他〇件	平成 31 年 1 月から令和元年 12 月 まで	
現場主任	①「△△ビル解体工事」鉄骨構造物の解体	②「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体	他〇件	令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月 まで	
工事主任	①「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体	②「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体	他〇件	令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月 まで	
現場主任	①「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体	②「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体	他〇件	令和 4 年 1 月から令和 4 年 9 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
使用者の証明を得ることができない場合	その理由				合計 8 年 9 月
					証明者と被証名者との関係 社員
記載要領	解体工事に関する実務経験を記入してください。 記入にあたっては、工事名の後に何を解体したのかを記入してください。 なお、当該期間に複数件解体工事を実施した場合は、他〇件と記入してください。 経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しないよう記載に留意してください。				
本人が証明する場合には、その理由（例えば「会社解散のため」等）を記入してください。 それ以外は空欄のままとしてください。	上記各期間の月数を合計したものを記入してください。 これが必要とされる実務経験年数を満たしている必要があります。				
従事	ること。				

※本人分（法人の場合）

登録申請者 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 の調書

「本人」以外は二重取り消し線で
消してください

現住所	郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 岩手県盛岡市本町〇〇丁目〇番〇号			電話番号（019）〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ 株式会社	イワテカイタイ 岩手解体	生年月日	
賞 罰	年月日	賞罰の内容		
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
代表者 氏名 株式会社 岩手解体 代表取締役社長 岩手 一男				

備考

- 1 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

「法人の役員」以外は二重取り消し
線で消去してください。

※法人の役員分		登録申請者	法人の役員 本 人 法定代理人 法定代理人の役員	の調書
現住所	郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 岩手県盛岡市本町〇〇丁目〇番〇号			電話番号（019）〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ 商号、名称又は氏名	イワテ カズオ 岩手 一男		生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
		賞罰については、無い場合でも「なし」と記入してください。		
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
氏名 岩手 一男				

備 考

- 1 法人の役員
本
人
法定代理人
法定代理人の役員 については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

証紙はり付け欄
(貼り付けずに別途提出いただい
て結構です。)

記載例（個人の場合）

(A 4)

表面

該当しない方を二重取り消し線
で消去してください（更新の場
合は「新規」を消す。）

解体工事業登録申請書

証紙はり付け欄
(消印してはならない。)

登録の種類

新規・**更新**

※登録番号

※登録年月日

年 月 日

記載は不要です。

この申請書により、解体工事業の登録申請をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

知事名を記入して
ください。

申請者 岩手 一男

岩手県知事 達増 拓也 殿

フリガナ
商号、名称又は氏名イチ カズオ
岩手 一男

基本的には申請者の名前を記入してください。
ただし、「〇〇組」等の商号を登録したい場合は、
申請者の名前の前に商号を記入してください。

住 所

郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇）
岩手県盛岡市本町〇丁目〇番〇号 電話番号（019）〇〇〇-〇〇〇〇法人である場合の
フリガナ
代表者の氏名

記入は不要です。

郵便番号・電話番号も記
入してください。

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等

フリガナ
氏 名役名等
(常勤・非常勤)フリガナ
氏 名役名等
(常勤・非常勤)

記入は不要です。

更新の場合は、既に受けている登録番号を記入
してください（新規の場合は、記入不要です）。

申請時において既に受けている登録

岩手県知事登録（〇）第〇〇号

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		岩手 一男	
裏面	営業所の名称及び所在地		
	フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号（　　—　　） 電話番号（　　）　—	
<p style="text-align: center;">ボンシャ 本社</p> 		岩手県盛岡市本町○丁目○番○号 郵便番号（〇〇〇—〇〇〇〇） 電話番号（019）〇〇〇—〇〇〇〇	
住民票に記載されている住所で営業している場合は、基本的に「本社」と記入してください。別に営業所がある場合は営業所についても「〇〇営業所」と記載してください。		住民票に記載されている住所で営業している場合は、住民票の住所を記入してください。別に営業所があり、その営業所で普段営業している場合は、営業所の住所を記入してください。その際は、営業所の住所を確認できる資料（名刺等）も合わせて提出してください。また、合わせて本社及び営業所の郵便番号・電話番号を記入してください。	
未成年者である場合の法定代理人	法定代表人が個人である場合	フリガナ 氏 名	
		住 所	郵便番号（　　—　　） 電話番号（　　）　—
	法定代表人が法人である場合	フリガナ 商号又は名称	
		住 所	郵便番号（　　—　　） 電話番号（　　）　—
		フリガナ 役員の氏名	役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況			
登録番号		登録番号	

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

他県で登録している場合は、その登録番号を記入してください。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 岩手 一男

知事名を記入してください。

岩手県知事 達増 拓也 殿

実務経験証明書

証明者の名前を記入してください。

なお、証明者が申請者本人となる場合は、「その理由」欄に理由を記入してください。

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

申請書裏面の技術管理者名
を記入してください。実際に勤めていた期間を記
入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

証明者 岩手 一男

技術管理者の氏名	岩手 一男	生年月日	昭和 52 年 6 月 12 日	使用された期間	平成 12 年 4 月 から		
使用者の商号 又は名称	岩手 一男				令和 4 年 9 月 まで		
職名	実務経験の内容			実務経験年数			
工事主任	①「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体 ②「△△ビル解体工事」SRC 構造物の解体 他〇件		平成 26 年 4 月から平成 26 年 12 月 まで				
現場主任	①「□□工場工事」鉄骨構造物の解体 ②「△△ビル解体工事」SRC 構造物の解体 他〇件		平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月 まで				
現場主任	①「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体 ②「△△ビル解体工事」鉄骨構造物の解体 他〇件		平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月 まで				
現場主任	①「△△ビル解体工事」鉄骨構造物の解体 ②「△△ビル解体工事」SRC 構造物の解体 他〇件		平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月 まで				
工事主任	①「△△ビル解体工事」SRC 構造物の解体 ②「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体 他〇件		平成 30 年 1 月から平成 30 年 12 月 まで				
工事主任	①「□□工場工事」鉄骨構造物の解体 ②「□□工場解体工事」SRC 構造物の解体 他〇件		平成 31 年 1 月から令和元年 12 月 まで				
現場主任	①「△△ビル解体工事」鉄骨構造物の解体 ②「△△ビル解体工事」SRC 構造物の解体 他〇件		令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月 まで				
工事主任	①「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体 ②「△△ビル解体工事」SRC 構造物の解体 他〇件		令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月 まで				
現場主任	①「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体 ②「△△ビル解体工事」SRC 構造物の解体 他〇件		令和 4 年 1 月から令和 4 年 9 月 まで				
				年 月 から 年 月 まで			
使用者の証明を得る ことができない場合	その理由	会社 ((株)〇〇〇〇) 解散のため			合計 8 年 9 月		
					証明者と被証 名者との関係 本人		

記載要領

本人が証明する場合には、その理由（例えば「会
社解散のため」等）を記入してください。
それ以外は空欄のままとしてください。

解体工事に関する実務経験を記入してください。

記入にあたっては、工事名の後に何を解体したのかを記入してください。
なお、当該期間に複数件解体工事を実施した場合は、他〇件と記入して
ください。
経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しないよう記載に留
意してください。

ること。

上記各期間の月数を合計したものを記入してく
ださい。
これが必要とされる実務経験年数を満たしてい
る必要があります。

登録申請者		法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人の役員	の調書	「本人」以外は二重取り消し線で消してください。
現住所	郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇) 岩手県盛岡市本町〇丁目〇番〇号			電話番号 (019) 〇〇〇-〇〇〇〇
商号、名称又は氏名	フリガナ 岩手 一男		生年月日	昭和〇〇年 〇月〇〇日
賞罰	年月日	賞罰の内容		
		なし		賞罰については、無い場合でも「なし」と記入してください。
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年〇〇月〇〇日				

備 考

- 1 法人の役員
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役人 については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要さない。

3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

解体工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 株式会社 岩手解体
代表取締役社長 岩手 一男

岩手県知事 達増 拓也 殿

フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ イワテカイタイ 株式会社 岩手解体		
住 所	郵便番号（〇〇〇—〇〇〇〇） 岩手県盛岡市本町〇丁目〇番〇号 電話番号（019）〇〇〇—〇〇〇〇		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	イワテ カズオ 岩手 一男		
登録番号	岩手県知事登録（3）第〇〇〇号		
登録年月日	令和3年 〇月 〇日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
役員の氏名	岩手 次郎	岩手 三郎	〇年〇月〇日
技術管理者の氏名	盛岡 三郎	岩手 次男	〇年〇月〇日

既に受けている
登録番号を記入
してください

登記が必要な変更の場合は、登記した日付を記入して下さい。

35センチメートル以上

解体工事業者登録票

商号、名称又は氏名	株式会社 岩手解体
法人である場合の 代表者の氏名	岩手一男
登録番号	岩手県知事登録(○)第〇〇〇号
登録年月日	○年○月○日
技術管理者の氏名	盛岡三郎

25センチメートル以上

※ 技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

別記様式第8号（第9条関係）

注文者の氏名又は名称	株式会社 ○○商事
注文者の住所	郵便番号 (○○○-○○○○) 岩手県○○市○○町○-○ 電話番号 (0193) ○○-○○○○
施工場所	岩手県宮古市長町○-○-○
着工年月日及び竣工年月日	自 ○年 ○月 ○日 至 ○年 ○月 ○日
工事請負金額	○, ○○○, ○○○円
当該工事に係る技術管理者の氏名	盛岡三郎

解体工事業廃業等届出書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出をします。

知事名を記入して
ください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 破産管財人

盛岡 太郎 

岩手県知事 達増 拓也 様

フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ イケカイ 株式会社 岩手解体
住所	郵便番号(〇〇〇-〇〇〇〇) 岩手県盛岡市本町〇丁目〇番〇号 電話番号(019)〇〇〇-〇〇〇〇
法人である場合の代表者の氏名	イケ カズオ 岩手 一男
登録番号	岩手県知事登録(〇) 第〇〇〇号
登録年月日	〇年〇月〇日
届出の事由	破産手続開始の決定
事由の生じた年月日	〇年〇月〇日

備考 「届出の事由」は、死亡、合併による消滅、破産手続開始の決定による解散、合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散又は解体工事業の廃止の別を記載してください。

建設業許可取得通知書

別添のとおり建設業の許可を取得したので、解体工事業に係る登録等に関する省令第1条の規定により、通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 岩手一男 

登録番号 岩手県知事登録(〇)第〇〇〇号

岩手県知事 達増拓也様

知事名を記入してください。

解体工事業登録番号を記入してください。

備考 建設業の許可通知書の写し又は建設業許可証明書を1部添付すること。